

オンラインで利用申請をされた皆様へ (4月一次申請用)

利用申請後の手続きの流れ等についてお知らせします。

1. 利用調整の結果について

利用調整の結果(「施設・事業利用調整結果通知書」)については、令和9年1月19日(火)に発送を開始する予定です。(マイナポータルやメールではなく、郵送でのご連絡となります。)

また、利用調整の結果を発送する前に「給付認定決定通知書」を発送する予定です。(※)

利用調整の結果が届かない場合、令和9年1月22日(金)以降、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にて電話でのお問合せにお答えします。それより前にお答えすることはできません。

※すでに給付認定を受けている方には「給付認定決定通知書」は送付されません。

また、認定内容に変更がある方には「給付認定変更決定通知書」が送付されます。

なお、給付認定決定通知書の到着が利用調整結果通知と前後する場合があります。

- 一次利用調整で内定した場合、二次利用調整の対象とはなりません。(例外的に二次申請が可能となる場合もあります。詳細は、令和9年度横浜市保育所等利用案内のP20をご確認ください。)
- 複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となり、以降利用調整は行われません。内定後に他の保育所等を希望する場合には改めて申請が必要です。その場合、5月以降の転園申請となり、4月の二次利用調整の対象にはなりません。

2. 申請の取り下げについて(希望園の一部取り下げも含む)

利用申請を取り下げる場合は、速やかにお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ電話でご連絡の上、令和8年12月18日(金)(必着)までに「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」をオンライン・郵送・窓口のいずれかで提出してください。(オンラインでの提出は、8で案内しているウェブサイトからご提出ください。なお、提出される際は、必ず事前にお住いの区の区役所こども家庭支援課に電話でご連絡ください。)

※郵送または窓口で提出する場合、様式は13。横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

3. 転園申請について

転園申請の結果、希望する保育所等に利用内定した場合、内定を辞退しても元の保育所等に戻ることはできません。転園(令和9年4月)の希望がなくなった場合には、令和8年12月18日(金)(必着)までに、必ず申請を取り下げてください。

4. 令和8年度の申請と、令和9年度の申請を両方している方

令和9年4月からの利用申請をした後、令和8年12月～令和9年3月からの利用が内定し、その保育所等を利用する場合、令和9年4月からの利用申請の取り下げが必要です。

5. 以下の状況に該当する方

以下の状況に該当する場合、13. 横浜市ウェブサイトに掲載している資料を必ずご確認ください。

- ・現在、育児休業中の方 → [育児休業中の方へ](#)
- ・保育を必要とする事由を「求職中」で申請する方 → [「求職中」で申請した方へ](#)
- ・出生前申請をしている方 → [出生前申請の方へ](#)

6. 市外にお住まいで横浜市に直接申請された方(転入予定者)

横浜市に転入した際、転入先の区の区役所こども家庭支援課でお手続きが必要となります。

また、「1. 利用調整の結果について」の発送時期までにご転入されない場合、転入手続きが確認できてから通知の発送となるため、代わりに利用調整結果のお知らせ文を送付します。

一次のページも確認してくださいー

7. 申請内容に不備・不足等があった場合

申請内容や提出書類に不備等があった場合には、申請フォームに入力したメールアドレス宛にご連絡する場合があります。メールの確認漏れがないように、定期的にご自身の受信メールをご確認ください。

※不備の内容によっては、郵送やお電話で連絡する場合もあります。

8. 希望園などの申請内容を変更したい、追加書類を提出したい場合

- ・マイナポータルからオンラインで提出できます。
- ・希望園の追加などの申請内容の変更は「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」に記載のある項目に限り、オンラインで提出できます。
- ・希望園の変更や追加書類は、令和 8 年 11 月 20 日(金)までに提出してください。
- ・提出書類（「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」などの必要書類）を作成し、PDF ファイル等にデータ化した上で、アップロードしてください。（様式は 13. 横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。）
- ・追加書類や申請内容変更提出用のフォーム(マイナポータル)のウェブサイトについては、以下のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/online-r9.html>



※利用申請した際のフォームとは異なります。また、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。

※ご注意ください

「きょうだい同時利用申請の意向」の変更は、間違いやすい項目のため、ご不安な場合は、あらかじめお住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談されることをお勧めします。

9. 申請後、世帯の状況に変更があった場合

必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。また、令和 9 年度横浜市保育所等利用案内の P27・28 をご確認ください。

<届出例> （様式は、13. 横浜市ウェブサイトからのダウンロードも可能です。）

状 況	提 出 書 類
世帯構成や状況に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任、障害者手帳等の交付等)	認定変更申請書
転職・就職・就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった 仕事を始めた、仕事が変わった など)	認定変更申請書 および 就労証明書(夜勤証明書)
仕事をやめた(求職中になった)	認定変更申請書
横浜市内で転居した	認定変更申請書
妊娠した(出産事由に変更したい場合)/産前産後休業に入る	認定変更申請書 および 母子健康手帳のコピー

※原則、8で示している内容以外はオンラインで提出できません。提出方法はお住まいの区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

一次のページも確認してくださいー

10. 入園説明会について

利用内定後、それぞれの保育所等で入園説明会が開かれます。詳しい日程は、「施設・事業利用調整結果通知書」に同封または利用する保育所等から直接ご連絡する予定です。必ず出席していただきますようお願いいたします。

11. 保育所の保育時間について

利用案内等に記載されている保育時間は現時点のもので、今後変更される場合があります。また、保育所等に内定した場合、お子さんが保育所等に慣れるまでの一定期間は通常よりも短い保育時間（慣らし保育）となります。

12. お問い合わせ先

各区役所こども家庭支援課（市外局番:045）

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
鶴見区	510-1816	神奈川区	411-7157	西区	320-8472
中区	224-8172	南区	341-1149	港南区	847-8498
保土ヶ谷区	334-6397	旭区	954-6173	磯子区	750-2435
金沢区	788-7795	港北区	540-2280	緑区	930-2331
青葉区	978-2428	都筑区	948-2463	泉区	800-2413
栄区	894-8463	戸塚区	866-8467	瀬谷区	367-5782

13. 横浜市ウェブサイト

【令和9年度に保育所等の利用を希望する方へ】のページはこちらからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/R9hoikuriyou.html>

